

注意しましょう！！コロナ給付金等と税金の落とし穴！

コロナの災害の収束が見えないまま 1 年を経過しました。この間、サロン経営のために皆さん大変な苦勞をされています。その中で、国や自治体からの給付金や協力金、助成金を申請し手に入れた方もいらっしゃると思いますが、確定申告のこの時期、「税金」という落とし穴があります。手にした給付金等が課税対象になる場合がございますので、下表を参考に確定申告や決算に備えてください。

課税対象となる給付金等（事業者に対して支給されるもの）					非課税の給付金等（個人に対して支給されるもの）	
給付金等の名称と所管	内容	給付額	収入として計上する時期	課税対象	名称	内容
1. 持続化給付金 （中小企業庁）	売上減少等の一定の要件を満たした場合。	最大 200 万円 （個人事業主は 100 万円）	支給決定があった日の属する年度	法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税 消費税は課税対象外	1. 特別定額給付金	国民 1 人につき支給された 1 0 万円の給付金
2. 小規模事業者持続化補助金 （日本商工会議所）	店舗改装、チラシ作成、広告掲載にかかる費用や、オンライン化の為のツール・システムの導入、EC サイト構築費などポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策を実施した場合。	最大 100 万円 +50 万円			2. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナの感染防止のため、休業させられた中小企業の労働者の中で、休業中に手当を受け取ることができなかった個人に対して、1 日最大で 11, 000 円が支給されたものです。
3. 家賃支援給付金 （中小企業庁）	店舗等に係る賃料の負担を軽減するため、売上減少等の一定の要件を満たした場合	最大 600 万円 （個人事業者は 300 万円）				
4. 都道府県の休業・時短要請協力金	（美容業は対象外）					
5. 雇用調整助成金 （厚生労働省）	「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施した場合	最大日額 15, 000 円	基本は「支給決定時の属する年度」に収入計上。「①事業主が労働者に休業手当を支給し、所定の手続きをした年度」と、「②支給決定があった日の属する年度」が異なる場合は、①の年度			
6. 中小企業小規模事業者感染症対策事業費補助金（神奈川県）	新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者に対して、非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、IT サービス導入、生産設備等導入又はビジネスモデル転換した場合の経費の一部補助。	最大 100 万円		支給決定があった日の属する年度		
7. 緊急事態宣言の影響に係る一時支援金 （中小企業庁）	2021 年 1 月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が 50%以上減少した場合	最大 60 万円（個人事業者は 30 万円）				

※今年は、確定申告期間が 4 月 15 日まで延長されましたが、すでに申告を済まされた方でも、給付金等の申告に不備がある場合この期間に修正手続きをすることができます。

※コロナ関係の借り入れをして利子補給がされた場合も「受取利息」や「雑収入」として計上する必要がありますのでご注意ください。